

長野県道路占用料徴収条例

昭和 43 年 3 月 30 日

条例第 21 号

改正 昭和 44 年 7 月 3 日条例第 42 号 昭和 46 年 7 月 13 日条例第 39 号
昭和 51 年 3 月 29 日条例第 20 号 昭和 56 年 3 月 26 日条例第 10 号
昭和 60 年 3 月 28 日条例第 20 号 昭和 62 年 3 月 16 日条例第 2 号
平成 9 年 3 月 21 日条例第 13 号 平成 19 年 3 月 22 日条例第 20 号
平成 26 年 3 月 20 日条例第 6 号 平成 31 年 3 月 18 日条例第 3 号
令和 6 年 3 月 21 日条例第 27 号

「長野県道路占用料徴収条例」をここに公布する。

長野県道路占用料徴収条例

長野県道路占用料徴収条例（昭和 28 年長野県条例第 33 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 39 条第 2 項及び第 73 条第 2 項の規定に基づき、占用料の額及びその徴収方法並びに延滞金の徴収に関し必要な事項について定めるものとする。

一部改正〔昭和 46 年条例 39 号〕

（占用料の額）

第 2 条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、1 件の占用料の額が 100 円に満たないときは 100 円とする。

（占用料の減免等）

第 3 条 知事は、占有物件が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減免することができる。

- （1） 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの
- （2） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- （3） 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- （4） 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 17 条第 1 項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- （5） 前各号に掲げるもののほか、知事が前条に規定する額の占用料を徴収することが不適当であると認める占有物件

一部改正〔昭和 44 年条例 42 号・62 年 2 号・平成 19 年 20 号・平成 26 年 6 号〕

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料は、占用を許可した日（電線共同溝（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝をいう。以下この条において同じ。）の場合においては、当該電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が同法の規定に基づく占用の許可をした日と異なるときは、当該敷設工事を開始した日。以下この条において同じ。）から1月以内に当該年度分を徴収し、当該占用期間（占用を許可した日から当該占用をすることができる期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）が翌年度以降にわたる場合は、次年度以降の占用料は、毎年度、当該年度の4月30日までに徴収する。ただし、占用期間が翌年度以降にわたる場合で知事が特に必要があると認めるときは、占用を許可した日から1月以内に全占用期間の占用料を徴収することができる。

全部改正〔平成9年条例13号〕

(占用料の還付)

第5条 すでに徴収した占用料は、還付しない。ただし、知事が占用期間内に法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は占有者が天災その他特別の事情により道路を占有することができなくなつたときは、その一部又は全部を還付することができる。この場合において、年額又は月額による占用料にあつては、月割又は日割によつて計算した額を還付するものとする。

(延滞金の納付等)

第6条 占用料を納付すべき期限までに納付しない者は、延滞金を納付しなければならない。

- 2 延滞金の額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納額が100円以上であるときは当該滞納金額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額（その全額が100円未満であるときは、切り捨てる。）とする。
- 3 占用料を督促状の指定期限までに完納したときは、前2項の規定にかかわらず延滞金は徴収しない。
- 4 知事は、延滞金を納付する者に災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金を減免することができる。

追加〔昭和46年条例39号〕

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔昭和46年条例39号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 この条例の施行の際、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の規定に基づく電気事業者（以下「電気事業者」という。）及びガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の規定に基づくガス事業者（以下「ガス事業者」という。）が現に占用の許可を受けている物件に係る占用料の額は、この条例による改正後の長野県道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）第 2 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から同条に規定する占用料の額（以下「新占用料額」という。）が前年度の占用料の額に附則別表に掲げる区分に従い、当該区分に定める調整率を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）をこえている間に限り、当該調整占用料額とする。

3 この条例の施行の際、前項に掲げる者以外のものが現に占用の許可を受けている物件に係る占用料の額は、新条例第 2 条の規定にかかわらず、この条例による改正前の長野県道路占用料徴収条例第 2 条第 1 項に規定する占用料の額（以下「旧占用料額」という。）の新占用料額に対する割合が 100 分の 20 未満である場合は、昭和 43 年度から昭和 47 年度までの間に限り、新占用料額に昭和 43 年度にあつては 100 分の 20、昭和 44 年度にあつては 100 分の 35、昭和 45 年度にあつては 100 分の 50、昭和 46 年度にあつては 100 分の 65、昭和 47 年度にあつては 100 分の 80 をそれぞれ乗じて得た額、旧占用料額の新占用料額に対する割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満の場合は、昭和 43 年度から昭和 46 年度までの間に限り、新占用料額に昭和 43 年度にあつては 100 分の 35、昭和 44 年度にあつては 100 分の 50、昭和 45 年度にあつては 100 分の 65、昭和 46 年度にあつては 100 分の 80 をそれぞれ乗じて得た額、旧占用料額の新占用料額に対する割合が 100 分の 30 以上の場合は、この条例の施行の日から新占用料額が前年度の占用料の額に 100 分の 130 を乗じて得た額（以下「一般調整占用料額」という。）をこえている間に限り、当該一般調整占用料額とする。

（附則別表）

占用者	調整率
新占用料額と旧占用料額の差額（以下「差額」という。）が 30 万円をこえるガス事業者（知事が別に定める者を除く。）	100 分の 110
差額が 10 万円以上 30 万円以下のガス事業者（知事が別に定める者を除く。）	100 分の 120
差額が 10 万円未満のガス事業者、電気事業者及び知事が別に定める者	100 分の 130

附 則（昭和 44 年 7 月 3 日条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 7 月 13 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 29 日条例第 20 号）

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 26 日条例第 10 号）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 28 日条例第 20 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 28 日条例第 20 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 16 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 21 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日（次項及び附則第 3 項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日において現に占用の許可を受け、その占用の期間（当該占用の更新に係る許可を受けた場合にあつては、当該更新後の占用の期間を含む。次項において同じ。）が平成 9 年度にわたる場合における同年度の占用料の額は、この条例による改正後の長野県道路占用料徴収条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第 2 条の規定による占用料の額が、当該占用についてこの条例による改正前の長野県道路占用料徴収条例第 2 条の規定を適用した場合に得られる額に 1.1 を乗じて得た額を超える場合には、改正後の条例第 2 条の規定にかかわらず、当該 1.1 を乗じて得た額とする。

3 平成 9 年度以降の各年度の末日において現に占用の許可を受け、その占用の期間が当該末日の属する年度（以下この項において「前年度」という。）の翌年度にわたる場合（その占用の期間が施行日の前日から引き続いている場合に限る。）における当該翌年度の占用料の額は、改正後の条例第 2 条の規定による占用料の額が、当該占用に係る前年度の占用料の額（前年度における占用の期間が当該翌年度における占用の期間と異なる場合にあつては、前年度における占用の期間が当該翌年度における占用の期間と同じであったものとした場合に得られる占用料に相当する額）に 1.1 を乗じて得た額を超える場合には、同条の規定にかかわらず、当該 1.1 を乗じて得た額とする。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日条例第 20 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 6 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の備考の 10 の改正規定を除く改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日条例第 3 号）

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日条例第 27 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) (第2条関係)

占用物件			占用料		
			単位	市の区域	町及び村の区域
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	960	880	
	第2種電柱		1,400	1,300	
	第3種電柱		2,000	1,800	
	第1種電話柱		860	800	
	第2種電話柱		1,400	1,200	
	第3種電話柱		1,900	1,700	
	その他の柱類		66	61	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	8	8	
	地下電線その他地下に設ける線類		4	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	650	600	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	440	410	
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1年	1,300	1,200	
	郵便差出箱		560	510	
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	2,800	1,800	
その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,300	1,200		
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	66	61	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		89	82	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未 満のもの		170	160	
	外径が0.4メートル以上1メートル未 満のもの		440	410	
	外径が1メートル以上のもの		890	820	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,300	1,200
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	Aに1,000分の3を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに1,000分の5を乗じて得た額		

		階数が3以上のもの		Aに1,000分の6を乗じて得た額
--	--	-----------	--	-------------------

	上空に設ける通路			1,800	1,200
	地下に設ける通路			940	620
	その他のもの			1,300	1,200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	28	18
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	280	180
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	280	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,800	1,800
	標識		1本につき1年	1,000	980
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	28	18
		その他のもの	1本につき1月	280	180
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	28	18
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	280	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,800	1,800
		その他のもの		1,400	940
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	280
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				130	120
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに1,000分の6を乗じて得た額	Aに1,000分の8を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに1,000分の9を乗じて得た額	Aに1,000分の11を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに1,000分の11を乗じて得た額	Aに1,000分の15を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに1,000分の13を乗じて得た額	Aに1,000分の16を乗じて得た額
	その他のもの	Aに1,000分の6を乗じて得た額		Aに1,000分の8を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具				Aに1,000分の18を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所その他の自動車	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面	階数が1のもの		Aに1,000分の6を乗じて得た額	Aに1,000分の8を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに1,000分の9を乗じて得た額	Aに1,000分の11を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに1,000分の11を乗じて得た額	Aに1,000分の15を乗じて得た額

に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所	下に設けるもの	階数が4以上のもの		Aに1,000分の13を乗じて得た額	Aに1,000分の16を乗じて得た額
	その他のもの			Aに1,000分の18を乗じて得た額	

(備考)

- 1 「所在地」とは、占用物件の所在地をいう。ただし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、当該年度の初日における区分によるものとする。
- 2 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考の2において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考の3において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 5 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 6 「A」は、近傍又は類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 占用物件の長さ又は占用面積、表示面積若しくは占用物件の面積が1メートル又は1平方メートル未満であるときは、それぞれ、1メートル又は1平方メートルとし、その長さ又は面積に1メートル又は1平方メートル未満の端数があるときは、それぞれ、切り上げるものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ、月割りによるものとする。この場合において、占用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。
- 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。
- 10 占用期間が1月未満である場合における占用料の額は、この表により算定して得た額に1.1を乗じて得た額とする。

全部改正〔平成9年条例13号〕、一部改正〔平成19年条例20号・平成26年条例6号・平成31年条例3号〕